

学校法人 鎮西学院 コンプライアンス推進規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下、「当法人」という。)におけるコンプライアンスの推進のために必要な事項を定めることにより、健全で適正な法人運営及び学校経営並びに社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス：法令等及び当法人の寄附行為その他の規程を遵守することをいう。
- (2) コンプライアンス違反：コンプライアンスに違反する事実又はそのおそれがある事実をいう。
- (3) 法令等：法律、法律に基づく政令及び省令並びに行政機関が定める告示、指針、通知、通達、基準及びガイドラインをいう。
- (4) 規程：規則、規程、細則、内規、要綱、マニュアルその他の名称を問わず、当法人が文書により定めた規範をいう。
- (5) 役職員：当法人の役員及び職員をいう。
- (6) 学生等：当法人が設置する学校に在籍する学生、生徒及び園児をいう。
- (7) 部局：当法人が設置する学校及び法人本部をいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、当法人の建学の精神のもと、常にコンプライアンスの重要性を深く認識し、人権を尊重するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 役職員は、コンプライアンス違反を行ってはならない。

(内部統制システムとの関係)

第4条 当法人は、理事会が定める内部統制システム整備の基本方針の下で、内部統制システムの一環として、この規程に基づいてコンプライアンスを推進するものとする。

第2章 コンプライアンスの推進体制

(コンプライアンス最高責任者)

第5条 当法人におけるコンプライアンスの推進における最高責任者(以下、「最高責任者」という。)は、理事長とする。

(コンプライアンス統括責任者)

第6条 最高責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する業務を統括する者として、コンプライアンス統括責任者(以下、「統括責任者」という。)を置く。

2 統括責任者は、常任理事のうちから、最高責任者が指名する。

3 統括責任者は、次条に定める推進責任者のコンプライアンスに関する職務の遂行を監督する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 各部局におけるコンプライアンスの推進を指揮する者として、コンプライアンス推進責任者(以下、「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、各部局の長をもって充てる。

3 推進責任者は、各部局におけるコンプライアンスの推進のための施策を実施し、コンプライアンス違反に関する調査、是正及び再発防止に関する職務を行う。

4 推進責任者は、前項に規定する職務の実施状況について、適宜、統括責任者に報告する。

第3章 コンプライアンス違反の防止措置

(防止措置)

第8条 統括責任者は、コンプライアンス違反を防止するため、教職員等及び学生等に対し、コンプライアンスに関する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 統括責任者は、推進責任者に対し、前項の措置を実施するために必要な指示又は助言を行うことができる。

(内部監査)

第9条 最高責任者は、必要に応じ、当法人又は各部局のコンプライアンスの推進状況又はコンプライアンス違反の有無について、内部監査を実施する。

2 前項の内部監査は、最高責任者が指名する役職員をもって充てる内部監査担当者が実施するものとする。

3 統括責任者及び推進責任者は、内部監査の結果を踏まえて、コンプライアンス違反の防止に努めなけ

ればならない。

第 4 章 コンプライアンス違反への対応

(報告)

第 10 条 役職員は、コンプライアンス違反を把握した場合、直ちに、当該部局の推進責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた推進責任者は、速やかに調査を行い、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

3 推進責任者は、前各項の事案が重大なコンプライアンス違反にあたと判断したときは、統括責任者に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた統括責任者は、最高責任者に報告しなければならない。

5 学生等は、在籍する学校の長その他の職員に対して、第 1 項の報告をすることができる。

(報告者の責務)

第 11 条 前条の報告を行う者は、客観的かつ合理的な根拠をもって報告するよう努めなければならない。また、誹謗中傷その他不正な目的で報告をしてはならない。

(内部通報)

第 12 条 役職員及び学生等は、第 10 条第 1 項の報告に代えて、内部通報を行うことができる。

2 前項の内部通報の手続等については、「鎮西学院公益通報者の保護に関する規程」に定める。

(重大事案に係る措置)

第 13 条 第 10 条第 4 項の報告を受けた最高責任者は、統括責任者と協議の上、当該事案について調査を実施する。

2 前項の調査は、最高責任者が指名する理事若しくは職員又は顧問弁護士等に担当させることができる。

3 調査を担当する者は、速やかに調査を行い、調査結果を統括責任者に報告しなければならない。

4 統括責任者は、前項の調査結果に基づいて必要な措置を検討した上で、最高責任者に対し、調査結果を報告するとともに、当法人がとるべき措置を提言するものとする。

5 前項の報告を受けた最高責任者は、是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、所轄庁への報告、公表等の必要な措置をとるものとする。

6 最高責任者又は統括責任者に関わる事案が調査対象であるときは、理事会が指名する理事が、その職務を代行する。

(役職員及び学生等の義務)

第 14 条 役職員及び学生等は、コンプライアンス違反の調査について協力を求められたときは、事情聴取その他の調査に協力しなければならない。

2 コンプライアンス違反の調査に協力する役職員及び学生等は、虚偽の報告、陳述等をしてはならない。

3 コンプライアンス違反の調査に関わった役職員及び学生は、調査に際して知りえた事実を他に漏らしてはならない。

(名誉及びプライバシー等への配慮)

第 15 条 コンプライアンス違反の調査に際しては、調査対象者その他の関係者の名誉、プライバシーその他の権利が侵害されないように配慮しなければならない。

(懲戒等)

第 16 条 コンプライアンス違反が役職員又は学生等に係るものであるときは、寄附行為、就業規則、学則等に基づいて、解任、懲戒その他必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第 17 条 役職員及び学生等に対して、第 10 条第 1 項又は第 5 項の報告をしたこと、コンプライアンス違反の調査に協力したことを理由に、解雇、降格、懲戒その他の不利益な取扱いをしてはならない。ただし、故意に第 11 条又は第 14 条第 2 項に違反した場合は、この限りでない。

第 5 章 雑則

(事務局)

第 18 条 この規程の実施に関する事務は、総務課が行う。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

1 この規程は、2025(令和 7)年 4 月 1 日から施行する。